

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和7年5月29日 長 官 官 房

公安委員会 説明資料No. 2	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令案」等について	令和7年5月29日 生活安全局 刑事局 交通局
--------------------	--	----------------------------------

1 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）における改正規定のうち、接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為の追加、いわゆるスカウトバックに係る禁止規定の整備及び無許可営業等に対する罰則の強化に関するものについては、公布の日から起算して1月を経過した日（6月28日）から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令案

改正法で新設される接待飲食営業に係る禁止行為の追加及びスカウトバックに係る禁止規定の整備による罰則を、都道府県公安委員会がインターネット異性紹介事業者に事業の停止を命ずることができる事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪に追加するなどの所要の改正を行うもの。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案

改正法により組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）が改正されること等に伴い、暴力的不法行為等として同法等の罰則規定を引用するなどしている次に掲げる国家公安委員会規則について所要の改正を行うもの。

- 警備業の要件に関する規則
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
- 少年指導委員規則
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則
- 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
- 古物営業法施行規則
- 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則
- 確認事務の委託の手続等に関する規則

3 その他

これらの改正案は、公益上、緊急に命令等を定める必要があるため意見公募手続を実施することが困難であるとき（行政手続法第39条第4項第1号）に該当し、意見公募手続を実施しないことから、その旨を公布と同時期に公示する（行政手続法第43条第5項）。

公 安 委 員 会 説明資料No. 3	六代目山口組、稲川会、住吉会、五代目工藤會及び旭琉會の指定の確認について	令和7年5月29日 刑 事 局
1 概要 令和7年4月10日に兵庫県、福岡県及び沖縄県、同月11日に東京都の各公安委員会から、それぞれ次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書の提出を受けたところ、審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。 (1) 六代目山口組(主たる事務所:兵庫県、代表する者:^{しのだ}篠田^{けんいち}建市) (2) 稲川会(主たる事務所:東京都、代表する者:^{うち}内堀^{ぼり}和雄^{かず} ^お) (3) 住吉会(主たる事務所:東京都、代表する者:^お小川^{がわ}修^{おさむ}) (4) 五代目工藤會(主たる事務所:福岡県、代表する者:^{のむら}野村^{さとる}悟) (5) 旭琉會(主たる事務所:沖縄県、代表する者:^{いと}糸数^{かず}真^{まこと}) 2 指定の要件に該当すると認める理由 (1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性 各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。 ○ 威力を利用した資金獲得活動の状況 前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う覚醒剤取締法違反等の罪により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。 (2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性 各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。 (3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性 各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。		